

平成20年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

## 目 次

第 1	平成20年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	4
1	会議の開催	
①	委員会会合の開催	
②	企画専門調査会の開催	
③	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④	緊急時対応専門調査会の開催	
⑤	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
2	平成19年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成21年度食品安全委員会運営計画の作成	
①	平成19年度食品安全委員会運営状況報告書の作成	
②	平成21年度食品安全委員会運営計画の作成	
第 3	食品健康影響評価の実施	7
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施	
2	食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
3	委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
①	自ら食品健康影響評価を行う案件の選定	
②	自ら食品健康影響評価の実施	
4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
5	食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4	リスクコミュニケーションの促進	13
1	意見交換会の開催	
2	リスクコミュニケーション推進事業の実施	
3	全国食品安全連絡会議の開催	
4	食品安全モニターの活動	
5	情報の提供・相談等の実施	
6	リスクコミュニケーションに係る事務の調整	
7	食育の推進への貢献	
第 5	緊急の事態への対処	19
1	緊急時対応訓練の実施	
2	緊急事態への対処体制の整備	
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	20
1	最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2	国際協調の推進	
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	21
	【別添資料】	22

項 目	記 載 事 項	こ れ ま で の 実 施 状 況 及 び 今 後 の 取 組 ( 予 定 )
第 1 平成 20 年度における委員会の運営の重点事項	<p>1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第 23 条第 1 項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。</p>	<p>平成 20 年度においては、当運営計画に基づき、重点事項を中心にその円滑かつ着実な実施に取組んできたところであり、現在までのところ、概ね計画どおりの進捗状況を確保できたものと考えている。</p> <p>今般の中間報告の点検結果を踏まえ、年度末において運営計画を確実に達成できるよう、着実な事業実施に努めていくこととする。</p>
	<p>2 委員会は、平成 20 年 7 月に設立 5 周年を迎えることから、これまでの委員会の活動全般について点検を行い、各事業において必要な見直しや改善等を進めるとともに、国内外の食品安全に関わる関係者との交流を深め、広く国民に委員会の取組等について周知を図ることなどを目的に 9 月を目途に 5 周年記念行事を行う。</p>	<p>(1) 5 周年記念事業</p> <p><b>【実施状況】</b></p> <p>○ 9 月 17・18 日に「食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化 みんなで守ろう食の安全～」を開催した。</p> <p><b>セッション 1：オープニングセッション 特別委員会</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>野田聖子内閣府特命担当大臣（食品安全）挨拶</li> <li>見上食品安全委員会委員長から「食品安全委員会の 5 年間の取組と今後の課題」について講演</li> <li>ディエン・リーム欧州食品安全機関（EFSA）科学委員会及びアドバイザーフォーラムユニット長から「EFSA の取組と今後の課題等」について講演</li> <li>ディエン・リーム氏とともに、食品安全委員会委員による意見交換</li> </ol> <p><b>セッション 2：パネルディスカッション「どう守る食品の安全性 ー食品安全委員会の役割と課題ー」</b></p> <p>パネリスト：欧州食品安全機関（EFSA）科学委員会及びアドバイザーフォーラムユニット長 ディエン・リーム 氏    東京大学大学院教授 吉川 泰弘 氏    前全国消費者団体連絡会事務局長 神田 敏子 氏    食品安全委員会委員長代理 小泉 直子</p> <p>コーディネーター：NHK 解説委員 合瀬 宏毅 氏</p> <p>各パネリストが、食品安全委員会の 5 年間の活動の印象等について発言。その後リスクコミュニケーションの手法等についてディスカッションが行われた。</p> <p><b>セッション 3：食品安全に関する研究事業成果発表会</b></p> <p>発表者：国立医薬品食品衛生研究所 広瀬 明彦 氏</p> <p>食品安全委員会が推進した食品安全に関する「器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究」について発表</p>

独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター 梅垣 敬三 氏  
厚生労働省が推進した食品安全に関する「いわゆる健康食品の安全性に影響する要因分析とそのデータベース化・情報提供に関する研究」について発表

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 大島 潔 氏  
農林水産省が推進した食品安全に関する「農林水産省におけるリスク管理の取組と調査研究～クロロプロパノール（3-MCPD）を例に～」について発表

コーディネーター：食品安全委員会委員 長尾 拓

厚生労働省、農林水産省及び食品安全委員会の3府省合同で開催し、各府省から発表後、コーディネーターである長尾委員のコメントも交え、会場の参加者と質疑応答が行われた。

#### セッション4：全国食品安全連絡会議「地域におけるリスクコミュニケーションの促進」

コーディネーター：食品安全委員会委員 野村 一正、本間 清一

1. 食品安全委員会のリスクコミュニケーションの取組について、食品安全委員会事務局 リスクコミュニケーション官 小平均 から説明。
2. 地域でのリスクコミュニケーションの取組の事例について  
宇都宮市保健福祉部保健所生活衛生課総括主査 関 哲 氏  
栃木県宇都宮市での取組について説明  
兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課食品衛生係長 橋田 達慶 氏  
兵庫県での取組について説明
3. 意見交換

全国の自治体の食品安全担当者が参加し、情報公開のあり方や教育分野とのかわりなどについて、会場の参加者も交えて意見交換が行われた。

#### セッション5：国際ミニシンポジウム

##### 1. 食文化と食の安全

講演者：国立民族学博物館名誉教授、林原美術館館長 熊倉 功夫 氏

「日本の伝統的な食文化の安全」について講演

フランス国立科学研究センター教授 クロード・フィッシュラー 氏

「食品のリスク認知ー共通性と文化差ー」について講演

コーディネーター：食品安全委員会委員 畑江 敬子

食品の安全を確保するために伝統的に培われてきた食文化や、リスクの捉え方に関する各国の違い等について講演の後、会場の参加者を交えて、意見交換が行われた。

##### 2. 食品安全のための国際連携

講演者：日本獣医生命科学大学教授 鈴木 勝士 氏

「農薬の食品健康影響評価の国際化」について講演

米国環境保護庁農薬業務登録課長 ロイス・ロッシン 氏

「国際ジョイントレビュー：新規農薬の有効成分」について講演  
コーディネーター：食品安全委員会委員 廣瀬 雅雄  
農薬のリスク評価における国際的なワークシェアリング等についての講演  
の後、国際ジョイントレビューの実施にあたって、問題となりうる各国の評  
価法の違いや、作業量の増加等の懸念などについて、会場の参加者を交え  
て、意見交換が行われた。

#### セッション6：食品の安全確保の関連展示

食品安全委員会や地方自治体等の取組について展示した。

#### (2) 食品安全委員会の改善に向けた検討について

7月24日の第248回委員会会合において、委員会が5周年という節目を迎えた  
こと等を踏まえ、これまでの5年間の実績を総括し、委員会の業務や機能のあり方  
について見直しを行っていく必要があるとして、食品安全委員会の改善に向けた検討  
を開始することが決定された。

##### **【実施状況】**

###### 第253回会合（9月4日）

- ・ 事務局が取りまとめた「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点  
の整理」を基に、改善の方向性について議論することを決定するとともに、企画  
専門調査会の意見を併行して聴くこととなった。

###### 第259回会合（10月23日）

- ・ 事務局が取りまとめた「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点  
に係る「改善の方向性」について」を基に、「具体的方策」について議論すること  
となった。

##### **【今後の取組】**

- 年内に骨子を取りまとめる予定。

#### (3) リスクコミュニケーション（広報）改善PTについて

7月24日の第248回委員会会合において、委員会の情報発信や情報提供の各種  
改善を実現するため、野村委員を総括リーダーとする、リスクコミュニケーション  
（広報）改善PT（プロジェクトチーム）を設置し検討を進め、検討結果については、  
できるものから実施し、委員会に報告することとなった。

##### **【実施状況】**

###### 第259回会合（10月23日）

- ・ 事務局が取りまとめた「リスクコミュニケーション（広報）改善PTの検討状  
況について」説明。

##### **【今後の取組】**

- 引き続き、アイデアの実現可能性について検討を行った上で、「食品安全委員  
会の改善に向けた検討について」に反映させていく予定。

	<p>3 平成20年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を行うとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。</li> <li>・ 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。</li> <li>・ リスクコミュニケーションについては、より一層の参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、「地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーションリーダー育成講座」の充実を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。</li> <li>・ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。特に、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を推進するとともに、ホームページの改善を進める。</li> <li>・ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、平成21年度からの次期食品安全総合情報システムの構築に向けて準備を進める。また、緊急事態等を想定した訓練の実施により、緊急事態等への対応体制を強化する。</li> <li>・ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（EFSA）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進するとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。</li> </ul>	<p>【重点事項の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポジティブリスト制度関係 . . . . [第3の1] に記載</li> <li>・ 評価ガイドライン関係 . . . . [第3の2] に記載</li> <li>・ 食品健康影響評価技術研究関係 . . . . [第3の5] に記載</li> <li>・ 地域における指導者育成等関係 . . . . [第4の2] に記載</li> <li>・ 国民等への情報発信関係 . . . . [第4の4及び5] に記載</li> <li>・ 緊急時対応関係 . . . . [第5の1及び2] に記載</li> <li>・ 国際対応関係 . . . . [第6の2] に記載</li> </ul>
<p>第2 委員会 の運営全般</p>	<p>1 会議の開催</p> <p>① 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>○ 31回開催（※4月から11月20日まで） 原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○ 原則として毎週木曜日14時から、公開で開催する予定。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>
	<p>② 企画専門調査会の開催 委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>○ 3回開催 第24回会合（6月18日）</p>

- ・平成19年度食品安全委員会運営計画（平成19年3月29日委員会決定）のフォローアップ、平成19年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成20年5～6月ごろ）
- ・委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～11月ごろ）
- ・平成20年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・基本的事項のフォローアップ、平成21年度食品安全委員会運営計画の審議（平成21年1～2月ごろ）

- ・平成19年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて審議し、了承。
  - ・平成19年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議し、了承。
- 第25回会合（8月28日）
- ・委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補として13案件について審議を行い、「アフラトキシンに関する食品健康影響評価」等7案件を更に審議を行うものとして決定。
- 第26回会合（10月9日）
- ・食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について審議し、新たに出た意見を盛り込んで論点を取りまとめた。

**【今後の取組】**

- 下記2回のほか必要に応じて開催する

第27回会合（11月20日）

〔審議事項〕

- ・委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・選定について
- ・平成20年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

第28回会合（平成20年1～2月）

〔審議事項〕

- ・基本的事項のフォローアップについて
- ・平成21年度食品安全委員会運営計画について

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開に関する調査審議
- ・平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成20年4～5月ごろ）

**【実施状況】**

- 4回開催

第37回会合（4月23日）

- ・食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省が平成19年度に実施した意見交換会、意見募集、情報の発信等リスクコミュニケーションの実施状況について報告後、その改善に向けて審議。
- ・上記三府省の平成20年度におけるリスクコミュニケーションに関する運営計画について説明後、審議。

第38回会合（7月4日）

- ・「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン（案）」について説明後、審議。
- ・「地方自治体との協力における当面の取組方向（案）」について説明後、審議。
- ・三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について報告後、質疑。

第39回会合（8月19日）

- ・「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン（案）」について、修正案を説明後、審議。
- ・「地方自治体との協力における当面の取組方向（案）」について、修正案を説明後、審議。
- ・透明性の確保と情報提供のあり方に係る担当グループでの検討内容について説明後、審議。

- ・ 三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について報告後、質疑。
- 第40回会合**（9月19日）
- ・ フランス国立科学研究センターのクロード・フィッシュラー研究ディレクターより、食に対する国ごとの認識の類似性及び特異性や、リスク認知を形成する文化的要因について講演後、専門委員と意見交換。

【今後の取組】

- 2回開催予定
- 〔審議事項〕
- ・ 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方について
  - ・ 三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

【実施状況】

- 2回開催
- 第25回会合**（6月10日）
- 〔審議事項〕
- ・ 緊急時対応マニュアル等の改正について
  - ・ 平成20年度緊急時対応訓練計画について
  - ・ 「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」について
- 第26回会合**（10月29日）
- 〔審議事項〕
- ・ 緊急時対応マニュアルの改正について
  - ・ 食品危害に対する食品安全委員会の初動対応について
  - ・ 「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」について

【今後の取組】

- 2回開催予定

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

専門調査会においては、その下に設置された部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、効率的な調査審議を行う。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、農業専門調査会の運営方法の見直しを行うほか、新たな評価課題に対しては機動的にワーキンググループを設置し、迅速で的確な対応を行う。

(1) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

【実施状況】

計 75 回開催	
・ 添加物専門調査会	7回
・ 農業専門調査会	27回
・ 動物用医薬品専門調査会	13回
・ 器具・容器包装専門調査会	3回
・ 化学物質・汚染物質専門調査会	6回
・ 微生物・ウイルス専門調査会	3回

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プリオン専門調査会 3回</li> <li>・ かび毒・自然毒等専門調査会 1回</li> <li>・ 遺伝子組換え食品等専門調査会 4回</li> <li>・ 新開発食品専門調査会 6回</li> <li>・ 肥料・飼料等専門調査会 2回</li> </ul> <p>(注) 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて、随時開催する。</li> </ul> <p>(2) 調査審議の効率化</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下のとおり審議の効率化に取り組んできた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬専門調査会の下に各部会を設け、調査審議の重点化・効率化に取り組んでいる。</li> <li>・ 農薬の毒性メカニズム等に着目した調査審議ができるよう、各部会の専門委員の構成を見直した。</li> <li>・ 体細胞クローン家畜由来食品、ビスフェノールA等の新たな課題に対し、ワーキンググループを設置し調査審議を重点的に行っている。</li> </ul> </li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、必要に応じて効率化を図る</li> </ul>
	<p>2 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成21年度食品安全委員会運営計画の作成</p> <p>① 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成20年5～6月ごろ） 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書については、6月18日の第24回企画専門調査会会合で審議し、7月17日の第247回委員会会合において決定した。</li> </ul>
	<p>② 平成21年度食品安全委員会運営計画の作成（平成21年1～3月ごろ） 平成21年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度食品安全委員会運営計画については、第28回企画専門調査会会合で審議した上で、委員会において取りまとめる予定。</li> </ul>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p>	<p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請される案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう努めるとともに、提出された資料について精査・検討等を十分に行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。なお、平成20年度においては以下に留意して調査審議を進めることとする。</p> <p>① 平成19年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等</p>	<p>① 平成19年度までに食品健康影響評価を要請された案件の平成20年度中の評価終了</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年度までに評価要請のあった案件については、資料の揃った案件から着実に調査審議を進めているところ。</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでのリスク評価対象案件数 1081案件（うち今年度に評価依頼のあった案件76案件）</li> </ul>

にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成20年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

② 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定に係る食品健康影響評価については、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うとともに、関係する専門調査会で十分な連携を図り、食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

③ 清涼飲料水の規格基準及びポジティブリスト制度導入に伴ういわゆる暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

- ・ これまでに評価が終了した案件数  
664案件（うち今年度に評価を終了した案件112案件）

【今後の取組】

- 調査審議の一層の効率化を進めるとともに、必要な情報が不足している場合は速やかにリスク管理機関に資料要求を行う。

② ポジティブリスト制度に係る食品健康影響評価の実施

【実施状況】

- 部会での調査審議を効率化するため、農薬の毒性メカニズム等に着目した調査審議ができるよう、各部会の専門委員の構成を見直した。また、幹事会と評価部会を別日開催とし、部会での審議時間の確保に努めているところ。

【今後の取組】

- 座長及び専門委員との連絡を密にとり、調査審議にあたり論点の共有を図り、その迅速化に努める。

③ 清涼飲料水の規格基準に係る評価案件の審査実績

【実施状況】

- 案件の優先度に従い評価を進めるとともに、清涼飲料水に係る発がん物質の調査審議のための手引きを作成し、審議を効率化した。

【今後の取組】

- 引き続き、優先度に従い案件処理を進める。

2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価に関する調査審議の透明性の確保及び円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たっては、食品健康影響評価技術研究の成果を十分に活用する。

(1) ガイドラインの策定

【実施状況】

- 本年6月に遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準を策定した。現在、食品添加物並びに農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進めているところ。

【今後の取組】

- 食品添加物の食品健康影響評価に関するガイドラインについては、策定に必要な調査を行っているところであり、今後草案作成作業を開始する。また、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、関係府省と連携しながら、着実に作業を進める。

(2) 食品健康影響評価技術研究の活用

【実施状況】

- 本年6月の器具・容器包装専門調査会で、平成17－19年度の食品健康影響評

	<p>価技術研究で実施された「器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究」の報告書に基づき、リスク評価のためのガイドラインを検討していくこととなった。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 器具・容器包装専門委員からガイドライン案に対する意見を聴取し、器具・容器包装専門調査会で調査審議していく。</li> </ul>
<p>3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施</p> <p>① 自ら食品健康影響評価を行う案件の選定</p> <p>委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対しての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。</p> <p>委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定は、委員会が整理した情報について必要に応じて専門委員の意見を聴取の上、企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会において行う。ただし、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応する。</p> <p>なお、委員会自ら食品健康影響評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、国民への情報提供や情報収集の継続を行うなど適切な措置を講じる。</p> <p>② 自ら食品健康影響評価の実施</p> <p>平成16年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリから優先的に微生物・ウイルス専門調査会において調査審議を進める。</p> <p>平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、引き続き、プリオン専門調査会において調査審議を進める。</p> <p>平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」については、意見交換会等の結果も踏まえ、委員会が自ら食品健康影響評価を行うかを決定する。</p>	<p>① 自ら食品健康影響評価を行う案件の選定</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた情報等に基づき、「委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補」として13案件を抽出し、第25回企画専門調査会会合において審議し、以下の7案件について、再度審議を行うこととなった。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アフラトキシンに関する食品健康影響評価</li> <li>・ オクラトキシンに関する食品健康影響評価</li> <li>・ ゼアラレノンに関する食品健康影響評価</li> <li>・ デオキシニバレノールに関する食品健康影響評価</li> <li>・ フモニシンに関する食品健康影響評価</li> <li>・ 食品中のヒ素に関する食品健康影響評価</li> <li>・ サプリメントの複合影響に関する食品健康影響評価</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 併せて、以下の案件については食品健康影響評価を行うには至らないが、情報提供等を行うこととされた。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-MCPD脂肪酸エステルに関する食品健康影響評価</li> <li>・ カルバミン酸エチルに関する食品健康影響評価</li> <li>・ ヒスタミンに関する食品健康影響評価</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自ら評価については、第27回企画専門調査会会合において候補案件の選定を行う。</li> </ul> <p>② 自ら食品健康影響評価の実施</p> <p>(1) 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」から調査審議を進めることとし、現在、微生物・ウイルス専門調査会の下に設置したワーキンググループにおいて調査審議を行っているところ。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」について</li> </ul>

	<p>は、引き続きワーキンググループにおいて調査審議を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の組合せ（牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディウス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス）についても、情報収集を行う。</li> </ul> <p>(2) 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価</p> <p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見交換会の結果等を踏まえ、自ら評価を実施することを決定し、平成19年8月に評価対象国14か国へ質問書を発出した。</li> <li>○ 現時点で、9ヶ国（オーストラリア、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラス）から回答を得ているが、5ヶ国（ニュージーランド、バヌアツ、中国、ノルウェー、アルゼンチン）からは回答を得ていない。</li> <li>○ 現在、評価手法の確立のため生体牛及び食肉並びに内臓に分け調査審議を行っているところ。</li> </ul> <p><b>【今後の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各国からの質問書に対する回答については、翻訳が終了したものから順次プリオ ン専門調査会に提出し調査審議を行っているところ。回答がない国については、引き続き回答が得られるよう働きかける。</li> <li>○ 現在調査審議中の評価手法に基づき、各国から提出された回答を用いて評価を行う。</li> </ul> <p>(3) 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価</p> <p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本年4月に食品安全委員会において自ら評価の実施を決定。化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、調査審議を行っているところ。</li> </ul> <p><b>【今後の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小児の神経系への影響に関する知見を中心にレビューを行うなど、鉛の食品健康影響評価における論点を明確化し、着実に調査審議を進める。</li> </ul>
<p>4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成20年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、平成20年9月ごろ及び平成21年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。</p> <p>また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。</p>	<p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成20年4月に、厚生労働省及び農林水産省に対して実施した第8回目の調査結果を委員会会合へ報告</li> </ul> <p><b>【調査対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年4月から平成19年10月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（5分野83品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（7分野41品目）</li> </ul> <p><b>【調査結果】</b></p>

・平成20年4月24日の第235回委員会会合において、その結果を報告した。

〈結果概要〉

・前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった品目を含め分野別に以下の品目数について結果報告した。

〔 添加物：9品目、農薬：32品目、動物用医薬品：47品目、化学物質・汚染物質：9品目、遺伝子組換え食品等：13品目、器具・容器包装：2品目、新開発食品：8品目、肥料・飼料：4品目 〕

○平成20年8月に、厚生労働省及び農林水産省に対して第9回目の調査を依頼  
〔調査対象〕

・平成19年10月から平成20年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野87品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（6分野55品目）

〔調査結果〕

・平成20年10月30日の第260回委員会会合において、その結果を報告した。

〈結果概要〉

・前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった品目を含め分野別に以下の品目数について結果報告した。

〔 添加物：23品目、農薬：56品目、動物用医薬品：39品目、プリオン・自然毒：1品目、化学物質・汚染物質：8品目、遺伝子組換え食品等：6品目、新開発食品：5品目、肥料・飼料：4品目 〕

【今後の取組】

○平成21年2月頃、平成20年4月から平成20年10月の間に通知した食品健康影響評価に基づく政策の実施状況を調査する予定。

## 5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

① 食品健康影響評価技術研究の研究課題については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、公募を行う。

② 平成19年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施するとともに、得られた研究成果については、研究成果報告会の開催等により研究成果の普及に努める。

③ 平成20年度に実施中の研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。

④ 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る

## ① 食品健康影響評価技術研究になる研究領域の設定及び公募

【実施状況】

○平成20年度新規食品健康影響評価技術研究については、4月3日の第232回委員会会合において、「別添資料の1」のとおり、4研究領域の8課題を研究課題として採択した。

○平成18年度及び平成19年度に採択した食品健康影響評価技術研究の中間評価については、4月3日の第232回委員会会合において、「別添資料の2及び3」のとおり決定した。

・平成18年度に採択した研究の中間評価結果：8課題全て「継続」

・平成19年度に採択した研究の中間評価結果：4領域9課題中、「継続」が8課題、「中止」が1課題

関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

【今後の取組】

○ 平成21年度新規研究課題の選定については、食品安全委員会及び食品安全委員会専門委員から研究領域案を募集し（11月以降）、食品安全委員会において研究領域を決定した後、研究課題の募集を行う予定である。また、応募課題については、事前評価を行い、3月末までに研究課題の候補を選定する予定である。

② 平成19年度に完了した研究課題の事後評価の実施及び研究成果の普及

【実施状況】

○ 平成19年度終了課題（9課題）の事後評価については、5月1日の食品安全委員会第236回会合において、「別添資料の4」のとおり決定し、評価結果を研究者に通知するとともに、その結果を食品安全委員会ホームページにて公開した。

・ 事後評価結果：「目標以上の結果が得られた」が1課題、「目標を達成した」が3課題、「概ね、目標を達成した」が5課題

○ また、得られた研究成果については、食品安全委員会のホームページにて公開するとともに、代表的な研究成果を9月17日に開催した食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省による「食品安全に関する研究成果合同発表会」にて発表した。

③ 平成20年度に実施中の研究課題の中間評価の実施及び研究受託者に対する実地指導の推進

【実施状況】

○ 研究受託者に対する実地指導に先立ち、10月に「平成20年度食品健康影響評価技術研究事務処理マニュアル」を策定し、各研究受託者に周知した。

【今後の取組】

○ 11月以降、順次計画的に研究受託者に対して実地指導を行う予定。

○ 平成20年度実施課題（平成20年度に終了する課題を除く）について中間評価を行い、その結果を平成21年3月中に食品安全委員会会合において決定する予定。

④ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」の開催

【実施状況】

○ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の担当者により、「食品安全に関する研究成果合同発表会」に関する調整を随時行った。

【今後の取組】

○ 今後、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催するとともに、必要に応じて「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

第4 リスクコミュニケーションの促進  
リスクコミュニケーションについては、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、より一層の参加型の運営を目指す。

#### 1 意見交換会の開催

リスクコミュニケーションについては、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、より一層の参加型の運営を目指す。

具体的には、以下の観点から適切なテーマの選定を行い、計画段階において、テーマごとに適した対象者、開催方法（地方公共団体との連携等）、開催規模等を十分検討するとともに、実施後の評価（計画段階で設定した目標の達成度、参加者の理解度・満足度等）を行い、必要に応じて改善を図る。

- ・ リスク評価のうち、国民の関心の高いもの
- ・ リスク管理措置が採られているもののうち、国民の関心が高いものであって、かつ、リスク評価の内容についても説明の要望があるもの
- ・ リスク分析の考え方

また、委員会が自ら行う食品健康影響評価の候補選定に当って実施する意見交換会の効果的な開催のあり方について検討する。

#### 【実施状況】

○ リスクコミュニケーション専門調査会における審議を経て決定された「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ、計画段階において、テーマごとに適した対象者、開催方法（地方公共団体との連携等）、開催規模等を十分検討し、以下のとおり意見交換会を開催した。

- ・ 5月19日<東京都>「体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会」
- ・ 5月20日<東京都>「遺伝子組換え微生物を利用した食品の安全性評価基準案に関する意見交換会」
- ・ 5月23日<大阪府>「体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会」
- ・ 6月13日<大阪府>「食品からのカドミウム摂取に関するリスク評価について」
- ・ 6月18日<東京都>「食品からのカドミウム摂取に関するリスク評価について」
- ・ 6月30日<栃木県>「みんなで話そう！食の安全」（栃木県及び宇都宮市と共催）
- ・ 7月25日<東京都>「添加物のリスク評価と動物実験」
- ・ 8月27日<富山県>「食品安全フォーラムinとやま」（富山県と共催）
- ・ 10月9日<徳島県>「とくしま食の安全・安心シンポジウム」（徳島県と共催）
- ・ 10月17日<東京都>「ヨーロッパにおける微生物のリスク評価」

※ 関係府省と連携して4回、食品安全委員会単独で3回、地方自治体との共催で3回開催

○ 意見交換会については実施後に、意見交換会の設計時に設定した検証方法に基づいて事後評価を実施した。その結果、「参加者における一般消費者の割合」を除いて、目標を達成することができたが、次回に向けての反省点として「専門用語が多いので用語集を用意すべきだった」が挙げられ、その後の意見交換会の準備に反映した。

○ 初めての試みとして、栃木県及び宇都宮市との共催で、人材育成講座の受講者の活用と地域における意見交換会の新しい手法を探るため、グループディスカッションにより参加者同士が話し合うことで、食の安全についての理解を深めていく意見交換会の手法をモデル的に実施した。

#### 【内容】

参加者52名が8グループに分かれ、「食に関して気がかりなこと、興味があることは何か」をテーマとして、各グループの話し合いの中から1つのテーマに絞込み、ディスカッションを行った。ディスカッションは、人材育成講座の受講者である各グループのファシリテーター役を中心に「問題点を解決するために、何をしたらよいか」等を念頭に進め、最後にまとめとして、グループごとに「食の安全を守るために必要だとわかったこと」等を発表して終了した。

○ 地方公共団体等が行う意見交換会等へ、平成20年4月から10月までに45回の講師派遣を行った。

○ 7月及び10月に消費者団体との懇談会を行った。

○ 8月28日の企画専門調査会において、委員会が自ら行う食品健康影響評価の候補選定に当たって実施する意見交換会について議論を行った。

	<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 11月18日、東京都において、消費者の関心が高いテーマの一つである農業について、国民の質問や疑問に答えることに主眼を置いた意見交換会を開催予定。</li> <li>○ 12月、東京都において、かび毒のリスク評価について、海外の専門家を招聘して意見交換会を開催予定。</li> <li>○ 11月20日の企画専門調査会において、委員会が自ら行う食品健康影響評価の候補選定に当たって実施する意見交換会について検討する。</li> </ul>
<p>2 リスクコミュニケーション推進事業の実施</p> <p>地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うとともに、食育の推進にも資する観点から、以下に留意して、リスクコミュニケーション推進事業を実施する。</p> <p>① 「地域の指導者育成講座」及び「関係者間の意思疎通を円滑に行わせる技術を有するリスクコミュニケーター（ファシリテーター）の育成講座」について、計画的な実施に努めるとともに、内容の充実を図る。</p> <p>② 平成20年度から新たに開始する「科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）の育成事業」の実施方法等について十分に検討を行い、効果的な事業実施に努める。</p> <p>③ 「指導者育成講座」等の受講者が地域におけるリスクコミュニケーションにおいて実践的活動を行うモデルについて検討する。</p> <p>④ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作し、その活用の促進にも努める。</p>	<p>① 「地域の指導者育成講座」などの計画的な実施と内容の充実</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域の指導者育成講座」：佐賀県(7月11日)、名古屋市(8月22日)、愛媛県(8月26日)、京都府(9月5日)、広島県(10月21日)の5箇所において開催した。</li> <li>○ 「リスクコミュニケーター（ファシリテーター）の育成講座」：愛知県(10月15日)、山口県(10月22日)の2箇所において開催した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域の指導者育成講座」：全国9箇所において開催予定 群馬県(11月19日)、福島県(11月25日)、長崎県(12月) 宮崎県・岩手県・熊本県・鹿児島県(1月) 静岡県・高知県(2月)</li> <li>○ 「リスクコミュニケーター（ファシリテーター）の育成講座」：全国4箇所において開催予定 岡山県(11月11日)、福岡県(11月26日) 石川県(1月)、和歌山県(2月)</li> </ul> <p>② リスクコミュニケーター（インタープリター）の育成事業の効果的な事業実施</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 11月から開催予定</li> </ul> <p>〔内容〕</p> <p>リスク評価結果に関する科学情報等を、国民に向けて分かりやすく説明し、かつ、国民の意見を把握し、情報として双方向的に食品安全委員会に伝達することができる人材を育成することを目的に開催する。食品安全委員会が開催した人材育成講座の受講者や食関連の現場従事者等を受講対象とし、食品のリスク評価やリスク認知等についての知識を習得してもらい、それらを分かりやすく説明できるように、講義と演習を組み合わせたものとする。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国7箇所において開催予定</li> </ul>

	<p>四国ブロック(徳島市・11月12～13日)、北海道(札幌市・11月26～27日)          東北・九州ブロック(1月)          関東・近畿・中国ブロック(2月)</p> <p>③ 「指導者育成講座」等の受講者が実践的活動を行うモデルについての検討</p> <p>【実施状況】</p> <p>○ 6月30日に、栃木県及び宇都宮市との共催で、地域における意見交換会の新しい手法を探るため、グループディスカッションにより参加者同士が話し合うことで、食の安全についての理解を深めていく意見交換会の手法をモデル的に実施した。この意見交換会では、人材育成講座の受講者が、ファシリテーター役として参加し、実践的活動における役割をモデル的に示し、全国食品安全連絡会議において情報提供した。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○ 1月、地方自治体と共催で、上記意見交換会と同趣旨の意見交換会を実施予定。          ○ 各種育成講座の受講生に対し、実践的活動ができるよう必要な情報提供を行うとともに、活動内容のフィードバックを進める。</p> <p>④ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作とその活用の促進</p> <p>【実施状況】</p> <p>○ 地域の指導者育成講座等の受講者が、リスクコミュニケーションを推進する活動ができるよう必要な情報を提供した。</p> <p>〔参考〕          受講者からの要望により、各種パンフレットの提供、DVDの貸出し及びクロスロード設問例の提供等を行った。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○ 地域の指導者育成講座等の受講者に対し、引き続き必要な情報を提供する。</p>
<p>3 全国食品安全連絡会議の開催</p> <p>委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。</p> <p>この連絡会議においては、主としてこれまで5年間の委員会のリスクコミュニケーション活動について総括するとともに、地方公共団体における先駆的な取組等について意見交換を行い、今後の食品安全行政及びリスクコミュニケーション活動に活用する。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>○ 全国食品安全連絡会議を9月18日に開催し、委員会におけるリスクコミュニケーションの実施状況について情報提供を行うとともに、地方公共団体におけるリスクコミュニケーションの取組事例について情報の共有を図った。</p> <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会におけるリスクコミュニケーションの取組と課題について紹介</li> <li>・ 宇都宮市より食品の安全確保に向けた推進体制や人材育成講座の受講者を活用した新たな意見交換会のモデルを紹介</li> <li>・ 兵庫県よりリスクコミュニケーションの活動内容や演習（クロスロード）を取り入れた意見交換会やその課題について紹介</li> </ul>

#### 4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常生活を通じて気付いた点等についての報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成20年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

その他、食品安全モニターに「地域の指導者育成講座」等への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図る。

#### 【実施状況】

○ 平成20年度食品安全モニターについては、4月1日に新規モニターとして235名（応募総数1,206名）及び19年度からの継続モニターとして235名の計470名を依頼した。

○ モニターの方々に委員会の取組等について知識と理解を深めていただくとともに、継続モニターからの地域における活動報告やモニター同士による意見・情報交換を行うため、5月20日から6月11日までに、全国7会場で10回（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）の食品安全モニター会議を開催した。

〔平成20年度における改善点〕

・ 食品安全モニター間の交流を促進するため、モニターを小グループ（10名前後）に分け、自己紹介や意見交換の場を設けた。

○ 食品安全モニターの活動実績は、次のとおりである。

・ 食品安全行政等に関する意見等について225件の随時報告があり、関係行政機関に回付するとともに、毎月、委員会会合において概要を報告した。

〔参考〕

食品衛生管理関係：77件

食品表示関係：36件 等

・ 「食品に関するリスクコミュニケーションへの参加等」及び「食品の安全性に関する意識等について」の課題報告を受け、委員会の取組のための参考とした。

〔参考〕

「食品に関するリスクコミュニケーションへの参加等」では、食品安全モニターの関心を把握するため、食品の安全性に関する意見交換会に希望するテーマなどの調査を行った。

「食品の安全性に関する意識等について」では、毎年継続して実施している調査や平成15年に実施した調査との比較等から意識等の変化を把握するため、食品の安全性に係る不安の程度、不安を感じる理由などの調査を行った。

#### 【今後の取組】

○ 「食品の安全性に関する認識のギャップ等について」の課題報告を、11月に依頼する予定。

#### 5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行う。特に、ホームページについては、内容の充実及び操作性の向上を図る。

(1) ホームページ等による情報提供

#### 【実施状況】

○ 委員会のホームページにおいて、以下の情報を掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。また、国民の関心の高いと思われる食品の安全性に関する事案について「重要なお知らせ」等としてホームページへの速やかな掲載、情報提供に努め

また、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する知識の共有化に努める。併せて、プレスリリースのメール配信等によりマスメディア関係者とのネットワーク構築を図るとともに、委員会におけるマスメディア対応能力の向上に努める。

食の安全ダイヤルを通じた一般消費者から相談や問い合わせについての対応を引き続き行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、積極的に活用を図る。

た。

「重要なお知らせ」としてホームページに掲載した情報

「非食用事故米穀（9月5日掲載）」、「メラミン（9月21日掲載）」、「こんにやく入りゼリー（9月30日掲載）」、「中国産冷凍いんげん（10月15日掲載）」、等

- 電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）においては、食品安全委員会等の結果概要や食品安全委員会ホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に、約6,500名（10月末現在）の会員に対し配信した。

【参考】

3月末：約5,800名

5月末：約6,100名

7月末：約6,300名

9月末：約6,400名

10月末：約6,500名

- また、食品の安全性に関する事案についての情報をホームページへ掲載した際に、速やかにお知らせするために臨時のメールマガジンを発行するとともに、地方公共団体へ情報提供を行った。

【参考】

9月26日：「中国における牛乳へのメラミン混入事案に関する情報」

9月30日：「食べ物による窒息事故に注意しましょう（こんにやく入りゼリーによる窒息事故を機に）」

10月15日：「中国産冷凍いんげんから農薬が検出された事案に関する情報」

10月31日：「あらびきポークウインナーからトルエンが検出された事案に関する情報」

- 全国食育推進大会（6月）、国際栄養士会議（9月）においてブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類を配布した。

【今後の取組】

- ホームページの掲載情報については、引き続き正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。
- メールマガジンについては、よりわかりやすく情報を掲載できるよう、その内容の改善を図る。

(2) 季刊誌「食品安全」等による情報提供

【実施状況】

- 季刊誌「食品安全」については、これまでに掲載した特集の中から「BSE」や「魚介類に含まれるメチル水銀」などの代表的なものを選定し、再編集した「特別編集号」を9月に発行した。

- 2008年度版の委員会のパンフレットを発行した。

	<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 季刊誌「食品安全」を平成21年1月、3月に発行する。また、発行に当たっては、適切なテーマの設定に努める。</li> </ul> <p>(3) 広報等の活用</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4月及び7月に、マスメディア関係者との間で意見交換を行った。</li> <li>○ 報道関係者に対して、当委員会開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信を行った。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府広報を活用して、テレビ番組出演による食品安全委員会の役割の紹介（11月）を予定。</li> <li>○ 11月に報道関係者との懇談会を開催するなど、定期的に意見交換会の開催を予定。</li> </ul> <p>(4) 食の安全ダイヤル</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般消費者等から697件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&amp;Aを作成し、ホームページに掲載した。</li> </ul> <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当委員会関係 : 94件</li> <li>食品の安全性関係 : 106件</li> <li>食品一般関係 : 478件 等</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般消費者等からの相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&amp;Aを作成し、ホームページに掲載する。</li> </ul>
<p>6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整</p> <p>委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を14回開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催時期、テーマ、具体的内容、方向性等リスクコミュニケーションに関する計画について必要な調整を行った。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎月2回程度、担当者会議を開催し、食品に関するリスクコミュニケーションの推進に必要なリスク管理機関との調整を行う。</li> </ul>
<p>7 食育の推進への貢献</p> <p>平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6月7・8日に群馬県で開催された第3回食育推進全国大会において、ブース出</li> </ul>

	<p>価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の一層の増進を図る。</p> <p>特に子どもを対象としたリスクコミュニケーションを通じ、子どもに対する食の安全についての啓発を積極的に進めていく。</p>	<p>展し、リスク分析の考え方や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類を配布した。</p> <p>○ 8月5・26日に、夏休みを利用し小学生を対象に、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を平成19年に引き続き開催し、意見交換や食に関するクイズを行った。</p> <p>○ 試行的に訪問学習の受け入れを行い、食品安全委員会を訪れた学生に対し、食品安全委員会の取組や食品の安全性について説明し意見交換を行った。</p> <p>○ そのほか「どうやって守るの？食べ物の安全性」や季刊誌「食品安全」のキッズボックスなどの分りやすい資料を活用し、食品の安全性に関する情報提供を行った。</p> <p><b>【今後の取組】</b></p> <p>○ リスクコミュニケーション専門調査会において「食育」について引き続き検討するとともに、学校教育において食の安全に関する基礎的な知識が学習できるように教育機関・関係団体等との連携を促進する。</p>
<p>第5 緊急の事態への対処</p>	<p>1 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。なお、リスク管理機関との合同訓練を実施することにより、連携を強化する。</p>	<p><b>【実施状況】</b></p> <p>○ 5月1日の第236回委員会会合において、平成20年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画を決定した。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>今年度は、食品安全委員会内の認識の共有、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、関係府省との連携強化、効果的な広報技術の習得を重点課題とし、2回の訓練を実施する。</p> <p>○ 10月29日の第26回緊急時対応専門調査会において、国会に設置法等が提出されている消費者庁が発足した場合を踏まえた訓練計画に改正することとされた。</p> <p><b>【今後の取組】</b></p> <p>○ 2回の訓練を実施予定。ただし、リスク管理機関との合同訓練は見合わせる。</p>
	<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、見直しを行う。</p> <p>また、緊急時対応専門調査会において、より早期の段階において的確に対処するための方策や情報の収集、分析及び提供のあり方等について検討を進め、必要に応じ要綱等を見直し、緊急時対応体制の強化・整備を行う。</p>	<p><b>【実施状況】</b></p> <p>○ 6月10日の第25回緊急時対応専門調査会会合において、緊急時対応マニュアルの改正について審議するとともに、10月29日の第26回緊急時対応専門調査会会合で、食品危害事案に対する食品安全委員会の初動対応について検証を行った。</p> <p>また、併せて「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」として、専門家等からのヒアリングを実施した。</p> <p>○ 薬物混入事案のように関係府省庁が幅広く連携して対応すべき事案に対しては、消費者行政推進担当大臣の下、各府省庁に置かれた「消費者安全情報総括官」を核として政府一体となって対応する体制が整備されている。</p> <p>事故米穀の不正流通事案、中国における牛乳へのメラミン混入事案及び中国産</p>

		<p>冷凍いんげんからの農薬の検出事案については、この枠組みにおいて、関係府省庁と連携を取りながら対応した。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門調査会において得られた検証結果から、必要に応じ委員会の緊急時対応体制を見直し、マニュアル等の改正を行う。また、「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」については、今後の専門調査会においてもヒアリングを実施し、引き続き検討を行う。</li> </ul>
<p>第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p>	<p>1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供</p> <p>委員会において国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつづつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（以下「システム」という。）を活用して、リスク管理機関等との情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して適切かつわかりやすく国民に提供する。</p> <p>このため、システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施し、最新かつ正確な食品安全情報について関係省庁との情報の共有化を推進するとともに、委員会が自ら行う食品健康影響評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理及び分析を行う。</p> <p>また、平成21年度からの次期システムの構築に向けて準備を進める。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「食品安全総合情報システム」に登録されている情報については、委員会のホームページ上で運用を行い、個人情報や知的財産に関わる情報の保護に十分配慮しつつ、広く国民に提供した。</li> <li>○ システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を、随時実施した。</li> <li>○ また、緊急事態等においては、危害要因についての科学的な情報を迅速に整理し、委員会のホームページ上で提供した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最新かつ正確な食品安全情報について、関係省庁との情報の共有化をさらに推進するとともに、委員会が自ら行う食品健康影響評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理・分析を継続的に行っていく予定。</li> <li>○ また、平成21年度の次期システムの構築については、引き続き準備を進める。</li> </ul>
	<p>2 国際協調の推進</p> <p>コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）タスク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。</p> <p>また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <p>さらに、E F S A 等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。</p>	<p>(1) 国際会議等への派遣</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成20年度においては、コーデックス委員会各部会、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（14回）、必要に応じ委員会に報告するなど、情報の共有を図った。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も引き続き、国際会議等に委員等を派遣し、情報の共有及び発信に努める予定。</li> </ul> <p>(2) 海外研究者の招聘</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外の研究者等を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を実施した（2回）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月20日～26日 米国・ネブラスカ大学メディカルセンター サミュエル・コーエン教授</li> <li>・ 10月13日～19日 オランダ・国立健康環境研究所 アリー・ハバラー教授</li> </ul> </li> </ul>

		<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も引き続き海外の研究者及び専門家を招聘し、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</li> </ul> <p>(3) 海外への情報発信</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各国の食品安全に関する行政担当者を中心とした化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IFCSLG：International Food Chemical Safety Liaison Group）に参加し、日本における化学物質の安全性に関する評価等の情報発信、情報交換を行った。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図る予定。</li> </ul>
<p>第7 食品の安全性の確保に関する調査</p>	<p>リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成20年度に実施する課題を6月ごろまでに選定する。</p> <p>なお、当該調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要性が生じた場合には、随時、調査課題を選定する。</p> <p>また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、システムにより公開する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成20年度においては、10月までに16課題を調査課題として選定し、そのうち8課題について調査実施機関と請負契約を行い、調査を開始した。</li> <li>○ 選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関等を食品安全委員会のホームページ等で公開した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査の開始に至っていない残りの8課題については、調査実施機関の決定に必要な手続きを実施している。</li> </ul>

なお、特段の断りがない限り、平成20年10月31日現在の実績とする。

## 1. 平成20年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域
研究課題
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域
・日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究
・日本人の生体試料を用いた鉛・カドミウム等有害元素摂取量の全国レベルでの推定
・メチル水銀の継続的負荷による毛髪／血液水銀濃度比の個体差の解明
②食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域
・プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究
・定量的リスク評価の有効な実践と活用のための数理解析技術の開発に関する研究
・農場における鶏の食中毒汚染による食中毒発生に関するリスク評価法の確立
③新開発食品等の健康影響評価手法に関する研究領域
・受容体結合測定法を応用した新食品等の健康影響評価法の開発と応用
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域
・食品健康被害に伴う社会的過剰反応の確認、予測手法の確立とこれを最小限に抑えるためのリスクコミュニケーション手法の確立

## 2. 平成18年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

研究領域	
研究課題	評価結果
①化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域	
・メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法	継続
・一般集団およびハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発	継続
②食品に起因するvCJDのリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法の開発に関する研究領域	
・BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合	継続
・vCJDリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法に関する研究	継続
③食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域	
・非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研究	継続
・生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価に関する研究	継続
④健康食品等の安全性評価法に関する研究領域	
・いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究	継続
⑤リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域	
・双方向情報交換実験によるIT活用型リスクコミュニケーション手法に関する研究	継続

### 3. 平成19年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

研究領域		評価結果
研究課題		
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
・ 遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発		継続
・ ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析		継続
・ 化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築		継続
・ 毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究		継続
②食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域		
・ 予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発		継続
・ 腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析		継続
・ 食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発		継続
③新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域		
・ 遺伝子組換え食品等のアレルゲン性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発		継続
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域		
・ 効果的リスクコミュニケーションのための学際的人材育成システムの構築		中止

#### 4. 平成19年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧

<平成17年度採択課題（8課題）>

研究領域	
研究課題	評価結果
①化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域	
・環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討	目標を達成した。
②食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域	
・器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究	目標以上の結果が得られた。
③プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域	
・BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態	概ね、目標を達成した。
④微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域	
・多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究	概ね、目標を達成した。
⑤タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域	
・免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究	目標を達成した。
⑥食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域	
・定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究	概ね、目標を達成した。
⑦食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域	
・効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究	目標を達成した。
・食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災禍の性格分類	概ね、目標を達成した。

<平成18年度採択課題（1課題）>

研究領域	
研究課題	評価結果
リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域	
・双方向情報交換実験によるIT活用型リスクコミュニケーション手法に関する研究	概ね、目標を達成した。